

鎌倉市生涯学習センターの管理運営の見直し（利用区分等、指定管理者制度導入）に係る説明会概要について（1月15日開催分共通）

- 1 日 時：令和4年1月15日（土）午後2時40分～午後5時40分 参加者 206名
午後6時30分～午後7時30分 参加者 47名
- 2 場 所：鎌倉生涯学習センター ホール
- 3 出席者：教育文化財部部長、教育文化財部次長、生涯学習センター職員6名
- 4 説明概要

鎌倉市生涯学習センターの管理・運営の変更につきまして、昨年開催いたしました説明会での意見等も踏まえながら、本日、配付資料を中心にあらためて説明をさせていただきます。現在、利用者アンケートも実施しているところでございますが、指定管理者の選定に係る仕様書等の作成にあたり、できる限り利用者の皆様の意見を聴衆し反映させていただくため、本日もご意見等をいただければと思います。より良い事業者選定に結び付けていくよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料をご覧ください。

今回、生涯学習センターとして変更する内容は大きく2点になります。

1点目は、開館時間と利用区分等の変更になります。資料の左側をご覧ください。

令和4年10月1日から、生涯学習センターの開館時間は原則、午前9時から午後9時（21時）までになります。ただし、夜間利用団体が、さらに22時までの延長希望がある場合には、延長することが可能としております。

次に、利用区分については、現行の3区分を集会室は、1コマ2時間単位の5区分になります。

昨年開催いたしました説明会においていただきました意見等への対応として、2時間以上の集会室等の利用ニーズに対応できるよう連続する2コマの予約がとれるよう環境を整えていく準備を進めています。

具体的には、令和4年10月1日から集会室等の抽選予約に当たっては、画面にもございますが、①～⑤の単枠での申込みとともに、①から⑤の連続する2コマ、資料の⑥～⑨の枠でもセットで申込みすることができるよう予約システムの改修を行います。

抽選予約の申込みに当たっては、①～⑨を組み合わせで申込みすることが可能になりますので、当選数は現行と同様に1団体最大で4つまでと予定しているところです。

また、開館時間を21時までに変更いたしますが、利用区分⑤、⑨を利用する場合、事前申込み、延長利用料は生じますが、22時まで延長することは可能になります。

今回、利用区分を1コマ2時間単位に変更とすることで、現状よりも利用しやすく

なることを見込んでいます。

資料なかほど、利用区分の変更に伴う利用しやすい環境づくりについて説明いたします。

網掛け下の表、集会室等の利用時間、令和3年6月に実施したアンケートでは、集会室等の利用について2時間以内の利用が143件、57%、3時間以上は109件、43%でした。

現行の利用区分では、2時間以内の団体も3～4時間のコマを利用しているため、不要な時間が生じています。

網掛けの内容について説明いたします。

令和4年4月の鎌倉生涯学習センター第5集会室の申込み状況は、午前・午後の77件の申込に対し利用可能なコマ数が58コマになるので、充足率は75%になります。先ほど説明したアンケート結果を77件に当てはめると、2時間以内の利用は77件のうち57%、43件に、3時間以上の利用は77件のうち43%の34件と推定されます。

この数字を新利用区分に当てはめると、3時間以上は2コマ必要になるので68コマ、2時間以内は1コマなので43コマ、合計111コマが必要となります。

新利用区分①～④により1カ月につき116コマを確保することができることから、111コマに対し充足率104%を確保することができます。

次に鎌倉学習センター、ホールですが、利用区分の3区分に変わりはありませんが、午後の時間帯を13時から16時の3時間に、夜間を17時から21時に変更いたします。

ただし、このホールの利用区分につきましても前回の説明会においていただきました午後の利用時間に係るご意見への対応として午前と午後の入替時間の60分のうち15分を活動準備に、午後と夜間の入替時間60分のうち15分を後片付けの時間として計30分を効果的に活用していくことを検討しております。なお鎌倉学習センターのギャラリーについては、施設が21時に閉館すること、利用料についても対象となりますが他に変更点はございません。

続いて、2つ目の変更点は、生涯学習センターの管理運営に指定管理者制度を導入することです。

資料の右側をご覧ください。

市直営から指定管理者に移行することで、社会教育事業の質的向上と量的拡大といったメリットがあると考えています。

社会教育事業の質的向上については、社会教育事業やICTなど専門分野のノウハウの集積を本市の社会教育事業に活用できること、新たなネットワークを活用した講座や講師等の参画が期待できること、社会教育事業の継続性を担保するとともに、機

能強化が図られることなどが期待できます。

次に社会教育事業の量的拡大については、他市での施設運営の経験を活かした環境づくりが期待できること、現在、生涯学習センターで行われている活動等を効果的に広報することで認知度を高め、新たな世代等の参加・利用が期待できること、社会教育等専門性を有する職員や開館時間をとおして職員を配置することで、市民の学習活動に対する支援の充実が期待できます。

社会教育事業の質的向上・量的拡大を図るに当たり、管理運営上の利点として次の点が考えられます。

1点目は、職員体制の充実です。

現行、生涯学習センター事業を担当している職員は8名ですが、指定管理者導入後、社会教育主事等、専門性を有する職員や開館時間を通して職員を配置することで職員体制の拡充を図り、市民の学習活動に対する支援を充実することが期待できます。また人事異動等がないことから、蓄積した知識・ノウハウを継続できるため、持続可能な社会教育が推進できること、さらに、市と指定管理者の双方の社会教育専門職員が連携を図ることで社会教育事業を幅広に展開することが可能となります。

2点目、運営と維持管理の一元化による施設運営の効率化になります。

現行、民間の総合管理業務受託業者が設備・施設点検を実施し、不具合等が生じた場合、市の職員に報告、市の職員が改めて状況を確認し、修繕等の発注など対応を行っております。

指定管理者制度導入後は、指定管理者が設備点検を行うとともに、不具合等への対応についても指定管理者が行います。

運営と業務が一元化となることから、効率的な施設運営が図られ、対応の迅速化が可能になります。また、効率的な運営により削減したコストを備品の更新等に再配分することができます。

最後、3点目、新たなノウハウ等の集積です。

他の自治体等において類似施設を運営してきた民間事業者が持つ社会教育事業やICTなど専門分野のさまざまなノウハウを本市の社会教育事業に活用することが期待できます。

資料による説明は以上となりますが、

令和4年10月1日から生涯学習センターの使用料等についても、「鎌倉市公の施設の使用料等の算定基準」に基づき、青少年会館や鎌倉国宝館等と同様に引き上げます。新しい使用料については、各館において掲示等するとともに、市のHPにおいて周知しています。

なお、指定管理者の運営に移行した後においても、減免対象等について変更することはありません。

以上で、説明を終わります。